**平成２８年（フ）第９号**
青森県弘前市大字城西４丁目６番地　県営住宅10―１―２号
債務者　藤田　靖子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第１３号**
青森県弘前市大字藤代３丁目11番地１　コーポジュン105号
債務者　小山内美佐子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第１５号**
青森県弘前市大字駒越町33番地１
債務者　工藤るみ子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第１８７１号**
名古屋市千種区豊年町15番７号　都ハイツ304号
債務者　木水　範子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第７８１号**
福岡市博多区麦野６丁目16番12―205号
破産者　福井可奈子
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１４２７号**
福岡県筑紫野市俗明院２丁目４番１―503号
破産者　北出　　茂
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１４３２号**
福岡市博多区御供所町９番６―403号
破産者　三浦亜紀子
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１５８１号**
福岡市東区唐原１丁目23番28号
破産者　有元　啓人
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１６８１号**
福岡県春日市白水ヶ丘１丁目５番地　ヴィアジェ春日205号
破産者　久保田　勤
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１６８２号**
福岡県春日市白水ヶ丘１丁目５番地　ヴィアジェ春日205号
破産者　久保田　恵
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１８６号**
岡山県総社市井尻野2748番地
破産者　武田　恒俊
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１７１号**
岡山県倉敷市日吉町326―１プレジール万寿102号室、破産手続き開始決定時の住所岡山県倉敷市茶屋町744番地４
破産者　和田　　忍
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１５０５号**
札幌市厚別区青葉町４丁目７番14号
破産者　花田　　裕
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第８３号**
栃木県栃木市柳橋町10番26号
破産者　松島　優湖（旧姓石川）（開始決定時の氏名松井優湖）
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２７年（フ）第９２号**
栃木県下都賀郡壬生町幸町１丁目13番12号、住民票上の住所栃木県栃木市都賀町家中5199番地
破産者　大塚　友行
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２７年（フ）第７２号**
群馬県前橋市駒形町821番地75
破産者　谷内　勝治
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２７年（フ）第７４号**
群馬県前橋市南町１丁目18番11―Ａ号　ヴィラ・フローラリア、開始決定時の住所群馬県桐生市小曾根町９番37号
破産者　田中　好和
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２７年（フ）第７５号**
群馬県みどり市大間々町桐原1570―498、住民票上の住所群馬県桐生市小曾根町９番37号
破産者　田中　幸江
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２７年（フ）第７９号**
群馬県桐生市広沢町間ノ島195番地の23
破産者　赤石　巨人
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部